

Tax

Issue P374 – 2023 年 3 月 16 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

第 1 の柱 – 利益 A : デジタルサービス税及びその他の類似措置の撤廃に関する多国間条約ドラフト

Author :

Zhang, Dolly
Partner

Tel : +86 10 85207511

E-mail : juliezhang@deloitte.com.cn

Sun, Candy

Senior Manager

Tel : +861085207704

E-mail : cansun@deloitte.com.cn

Zhang, Maple

Senior Manager

Tel : +862123166362

E-mail : mapzhang@deloitte.com.cn

2021 年 10 月、G20/OECD の税源浸食と利益移転 (BEPS) 包括的枠組み (以下、「包括的枠組み」) による「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための二本の柱からなる解決策に関する声明」に関する政治的合意が取りまとめられた。当該政治的合意により、第 1 の柱における利益 A は多国間条約 (MLC) を通じて実施されることが明確化され、MLC により、各参加国はすべての企業に対するデジタルサービス税 (DST) 及びその他の類似措置の撤廃が求められる。2022 年 12 月末、上述の声明の後続作業として、OECD は DST 及びその他の類似措置の撤廃に関する 2 つの MLC ドラフトを含めた上で、パブリックコンサルテーションを実施した。2023 年 1 月末、OECD はそれまでに得た 30 以上のパブリックコメントを公式サイトに掲載した。

本 Tax Analysis では、DST に関する 2 つの MLC ドラフトの主要内容、及び私どものコメントについて説明する。MLC ドラフトの関連規定は、利益 A ルールの導入時期に合わせて、2024 年の年初から発効する予定である。

1. MLC ドラフトの主要内容

1) 既存の一方的措置の撤廃

ある参加国において MLC が発効した後、当該国における既存の DST 及びその他の類似措置が撤廃される。MLC の添付 A において、既存の一方的措置を網羅するリストが提供される予定であるが、今回のパブリックコンサルテーション文書 (MLC ドラフト) には添付 A が含まれていない。

2) DST 及びその他の類似措置が継続適用となる場合の利益 A 配分権の消滅

DST 或いはその他の類似措置を設けている国・地域、または添付 A に記載される既存の一方的措置を撤廃しない国・地域は、利益 A の配分権が消滅す

る。

3) DST 或いはその他の類似措置の定義

DST 或いはその他の類似措置とは、以下の 3 つの条件を同時に満たし、且つ MLC において適用対象外に指定されていない税を指す。

- 当該税は、主に顧客或いはユーザーの所在地の市場ベースの基準に基づき課税される。
- 収入の閾値、国内企業所得税の適用除外或いはその他の範囲制限に基づき、当該税は実務上、「排他的またはほぼ排他的」に非居住者又は外資系企業に適用される。
- 関連国・地域の法律法規に基づき、当該税は所得税の枠外に位置付けられる。

4) 除外税目

DST 或いはその他の類似措置は以下の税目を含まない。

- 増値税或いは消費に関わるその他の類似税目
- 取引に対して従価ベースではなく単位ベース或いは取引ベースで課税される税目
- 伝統的な恒久的施設の回避を目的とした意図的な構造に対処するための税目

2. パブリックコメント

上述のドラフトについて、各課税管轄地、企業、工業・貿易協会、及び専門サービス機構などの利害関係者（例：国際商業会議所（ICC）、米国国際ビジネス協議会（USCIB）、ドイツ商工会議所（DIHK）、ドイツ産業連盟（BDI）、欧州税制ビジネスイニシアチブ（European Business Initiative on Taxation）

1、欧州電気通信事業者協会（ETNO）、世界移動通信システム協会（GSMA）、アジア・インターネット連合（AIC）²、インド勅許会計士協会（ICAI）、サウスセンター（the South Center）³などが OECD に意見を提出した。また、デロイトも MLC ドラフトに対する意見を提出した。

3. デロイトコメント

DST 及びその他の類似措置の撤廃に向けて、米国は経過措置について、DST 或いはデジタル平衡税を実施している国（オーストリア、フランス、インド、イタリア、スペイン、トルコ、イギリスなどを含む）と合意に達している。

包括的枠組みは引き続き、DST 及びその他の類似措置の対象範囲について作業を展開する予定である。重要な課題の一つは、ある税目が実務上、「排他的またはほぼ排他的」に非居住者又は外資系企業に適用されるかどうかをどのように判断すべきか明確化することである。また、包括的枠組みは、撤廃の対象として、既存の一方的措置を網羅するリストを公表する予定である。特筆すべき点として、これらの措置が撤廃された後、DST 又はその他の類似措置の適用対象企業は、利益 A 適用の売上高閾値要件に適合するか否かに関わらず、一方的措置から影響を受けなくなる。

¹ メンバーには、エアバス・グループ（Airbus Group）、グラクソ・スミスクライン（GSK）、HUAWEI、インタナショナル・ペーパー（International Paper）、ジョンソン・エンド・ジョンソン（Johnson & Johnson）、ファイザー（Pfizer）などが含まれる。

² アジア・インターネット連合（AIC）は、アジア太平洋地域におけるインターネット政策問題の研究と解決に力を入れる。そのメンバーには Amazon、Apple、Google などが含まれる。

³ サウスセンターは、発展途上国により構築された政府間国際組織であり、現在、アフリカ、アジア、ラテンアメリカ及びカリビアンからの 55 の加盟国（中国を含む）を有している。

For more information, please contact:

Transfer Pricing Tax National Tax Leader

He, Lian Tang

Partner

Tel : +86 10 8520 7666

E-mail : lhe@deloitte.com.cn

Northern China

Wei, Sophie Lu

Partner

Tel : +86 10 8520 7622

E-mail : swei@deloitte.com.cn

Eastern China

Jerry Wang

Partner

Tel : +86 512 6289 1308

E-mail : jerrywang@deloitte.com.cn

Southern China

Edison Zuo

Partner

Tel : +86 20 2831 1309

E-mail : ezuo@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner

Tel : +86 23 8823 1208

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

利益 A 関係の作業について、包括的枠組みは、2023 年の半ばにおける MLC 締結に向けて、新しい MLC テキストを構成する各要素について合意に達することを最優先任務として取り組んでいるが、その要素の一部については依然として協議が必要となっている。ファイナライズされた MLC は各国に提供され、各国が MLC に署名し、国内法導入のための承認手続きを行う。MLC が最終的に発効するには、一定数以上の国から承認を得る必要があり、その内、利益 A の適用範囲に組み入れられる多国籍企業の最終親会社の所在国の内の大多数（例：中国、フランス、ドイツ、日本、イギリス、米国）、及び利益 A に起因する二重課税を解消する義務のあるその他の主要国（例：減価償却費及び賃金コストから見て利益の高い国・地域）の承認は必須である。

2023 年 1 月に OECD より発表された「Economic impact assessment of the two-pillar solution」によると、第 1 の柱の導入により、毎年、新しい課税権の対象となる 2,000 億米ドルの利益の市場国への配分、及びグローバル課税額の年間 130~360 億米ドルの増加が予想される。国際税制のさらなる変革及び多国籍企業の収益性の向上に伴い、この数字は更に増える見通しである。包括的枠組みは、二本の柱からなる解決策に関する最新動向を適時に公布し、意見募集を行う。各企業は、これらのテクニカル面の情報に留意することで、ルール策定と実務に関する動向を把握し、必要に応じてルール策定と租税徴収管理に関する企業側の要望を積極的に伝えることが推奨される。また、企業は関連ルールを踏まえて、新しい納税義務の発生状況や経済面での影響を分析し、早期に対応策を講じることが推奨される。

デロイトは「Global Tax System Reshaping 2.0 Series」を通じて、グローバル税制の重大な変革に関する最新情報、及び多国籍企業への潜在的な影響に関する分析を提供しております。より詳しい情報をご希望の場合には、お気軽にご連絡ください。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact:

Deloitte China Tax Managing Partner

Victor Li
Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Northern China
Xiao Li Huang
Partner
Tel: +86 10 8520 7707
Fax: +86 10 6508 8781
Email: xiaoli Huang@deloitte.com.cn

Eastern China
Maria Liang
Partner
Tel: +86 21 6141 1059
Fax: +86 21 6335 0003
Email: mliang@deloitte.com.cn

Southern China
Jennifer Zhang
Partner
Tel: +86 20 2885 8608
Fax: +86 20 3888 0115
Email: jenzhang@deloitte.com.cn

Western China
Frank Tang
Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Fax: +86 23 8857 0978
Email: ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre
Email: ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China
Julie Zhang
Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 6508 8781
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China
Kevin Zhu
Partner
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
Email: kzhu@deloitte.com.cn

Western China
Tony Zhang
Partner
Tel: +86 28 6789 8008
Fax: +86 28 6317 3500
Email: tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Chinese Mainland)
German Cheung
Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0115
Email: gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)
Doris Chik
Director
Tel: +852 2852 6608
Fax: +852 2543 4647
Email: dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team
華北地区
北京
浦野 卓矢
Partner
Tel : +86 10 8512 5524
Email : turano@deloitte.com.cn

華東地区
上海
板谷 圭一
Partner
Tel : +86 21 6141 1368
Email : kitaya@deloitte.com.cn

華東地区
上海
中野 隆正
Senior Manager
Tel : +86 21 3313 8800
Email : tnakano@deloitte.com.cn

華南地区
廣州
左 迪
Partner
Tel : +86 20 2831 1309
Email : ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify national marketing team of Deloitte China by email at cimchina@deloitte.com.hk.

デロイトについて

Deloitte China（デロイト中国）は、中国の改革開放と経済発展に貢献するリーディングカンパニーとなることを長期的なコミットメントとし、統合的なプロフェッショナルサービスを提供しています。デロイト中国は、中国のパートナーによって所有され、グローバルにつながりながら、ローカルに深く根ざした現地会社です。中国の 30 都市において 2 万人以上のプロフェッショナルを擁し、世界トップレベルの監査・保証、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、ビジネスアドバイザー、税務サービスをワンストップでお客様に提供しています。

デロイト中国は、誠実さをもってサービスを提供し、品質を維持し、革新に努めています。プロフェッショナルとしての卓越性、業界を超えた洞察力、インテリジェントなテクノロジーソリューションにより、様々な分野のクライアントやパートナーが機会を捉え、課題に取り組み、世界レベルの高品質な開発目標達成を支援します。

Deloitte（デロイト）ブランドは 1845 年に誕生し、1978 年から使用する中国語名「德勤」は誠実さ、勤勉さ、卓越性を表しています。デロイトのメンバーファームのプロフェッショナルネットワークは、現在 150 以上の国や地域に広がっています。Deloitte（デロイト）は、「To make an impact that matters」という企業ミッションのもと、資本市場に対する社会の信頼を高め、顧客の変革と成功を支援し、人材を受け入れるために未来を迎える力を生かし、より強い経済、より公平な社会、持続可能な世界の実現に向けた道を切り拓いていきます。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（「DTTL」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または「Deloitte Global」）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市にてサービスを提供しています。

詳細は、<http://www.deloitte.com/cn/about> をご覧ください。

本記事及びその添付は社内共有にのみ供するものであり、かつ DTTL、そのグローバルネットワーク、及びそれを構成するメンバーファームとそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）の従業員しか利用できません。本記事には機密情報が含まれており、受信する個人または組織のみが利用できます。指定された受信者でないにも関わらず、本記事を受信した場合、即時にお知らせください。また、本記事及びその他のすべての添付をシステムから削除してください。本記事をいかなる形でもご利用いただくことはご遠慮ください。

いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理人は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しても責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2023. For information, contact Deloitte China.